

1 委託事業件名

滋賀県知事選挙等啓発業務

2 事業の目的

近く執行が予定される滋賀県知事選挙および滋賀県議会議員補欠選挙に際し、広く有権者に対して、選挙期日等を周知するとともに、投票参加を推進する効果的な啓発を展開し、選挙への関心を高めるとともに、投票率の向上に寄与することを目的とする。

3 事業の基本理念

【事業の基本理念（コンセプト）】

- ◎若年層（10代～20代）の投票率向上
- ◎選挙名・投票日・投票方法等の幅広い年齢層への周知

本事業は、この基本理念に重点を置き、若年層が政治や選挙への関心を高め、「自分の一票が滋賀県の未来を創る」という意識を持ち、投票意欲を高めることを目的の一つとしており、この目的を達成しうるプランを提案すること。

4 契約期間

契約締結日から滋賀県知事選挙の選挙期日（令和8年7月5日予定）までとする。

5 委託業務の内容

受託者は、以下の各種啓発素材の企画・制作・放送・掲載等の業務を行う。

（各事項の内容は別記参照）。

	事 項
(1)	テレビCMの企画・制作・放送
(2)	ラジオCMの企画・制作・放送
(3)	新聞広告の企画・制作・掲載
(4)	ポスターの企画・制作・発送・掲載
(5)	Web(SNS等)広告の企画・制作・掲載
(6)	大看板の企画・制作・掲示
(7)	集客施設等での広告の企画・制作・掲載
(8)	啓発物品の企画・制作
(9)	若年層向けの啓発事業の企画・制作・実施
(10)	その他の啓発の企画提案および実施（任意）

なお、企画・制作・放送・掲載等にあたっては、以下のことに留意すること。

【留意事項】

- ・ 各種啓発素材は、統一性のあるデザイン等とすること。
- ・ 知名度の高いキャラクターや芸能人などを起用するなど、幅広く訴求できる内容とすること。
- ・ 訴求対象は全ての有権者であるが、特に、投票率が低い若い世代（18歳、19歳、20歳代）への訴求力の高い内容とすること。

- ・ 表現は、滋賀県知事選挙等の啓発であることが理解でき、選挙期日、投票時間、期日前投票ができる旨など、投票に必要な情報を分かりやすく周知できるものであること。
- ・ 滋賀県議会議員補欠選挙の対象選挙区が増減した場合は、協議の上、文言等を急遽変更する ことがあること。
- ・ 特定の候補者や政党等を連想するような人物、文言、象形、色彩、記号等は使用しないこと。

6 業務完了報告

各成果品については、県の検査を受け、合格したものを各納入先に納入すること。また、全ての業務を完了した後は、速やかに業務完了報告を提出すること。

7 委託料の支払い

委託業務の完了後、一括精算払いとする。

8 特記事項

- (1) 仕様書の内容は、受託者と滋賀県との協議により最終的に決定する。
- (2) 採用後の企画・制作等の実施にあたっては、滋賀県と十分協議を行って進めること。
- (3) 採用された企画案でも、業務の達成のために、制作過程において協議の上、内容の変更を行う場合があること。
- (4) 採用された企画案、本業務に基づき制作された成果物に関し、全ての著作権は滋賀県に帰属するものとし、滋賀県の判断で自由に使用し、または使用させることができるものとする。
- (5) 業務の履行に際し、他の者の著作物を利用する場合は必ず許諾を得ること。万一、著作権上の問題が生じた場合は、滋賀県に不利益が生じないように受託者において処理すること。
- (6) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む一切の手続を受託者において行うこと。
- (7) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら滋賀県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。
- (8) 本仕様書で示す啓発事業のほか、本業務で制作する成果物を使用した啓発事業を行う場合があるので、受託者は滋賀県の求めに応じて必要なデータ等を提供すること。

(1) テレビCMの企画・制作・放送

項目	内容
①内容	テレビCMを企画、制作し放送局においてCMを放送する。
②規格	15秒
③種類	2種類（①事前編、②投票当日編）
④必ず表現する事項	<p>滋賀県知事選挙</p> <p>7月5日（日）</p> <p>投票時間 午前7時～午後8時（一部投票所を除く。）</p> <p>当日投票に行けない方は、期日前投票ができます。</p> <p>滋賀県選挙管理委員会</p> <p>※留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現事項は、意味が変わらない範囲で、表現の仕方の変更可。 ・投票当日編については、期日前投票の情報は不要。
⑤納入方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・告示日の翌日（令和8年6月19日（金））から放送できるよう、放送局に直接納入すること。 ・また、告示日の前々日（令和8年6月16日（火））までに滋賀県総務部市町振興課（大津市京町四丁目1-1）にデータ（Windows Media Playerで再生可能なデータ形式）で納入すること（県納品分は、県ホームページ上での配信に使用予定。）。
⑥放送条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・放送局は下記の1社とする。 「びわ湖放送株式会社（大津市鶴の里16番1号）」 ・放送本数は、50本以上を確保すること。 ※基本仕様は1社で50本以上であるが、他放送局でのCM放送を行う等の追加提案がある場合には、「企画提案書2（別添様式5）」の（追加放送）欄により提案できるものとする。 ・委託は放送料込みとする。 ・放送日は、令和8年6月19日（金）から7月5日（日）午後7時30分までとする。（告示日の翌日から投票日まで） ・放送業務に関する事項については、放送局と打合せの上、実施すること。
⑦提案項目 企画提案書1	<ul style="list-style-type: none"> ・企画のポイント等およびCMの絵コンテは「<u>企画提案書1（任意様式）</u>」により提案すること。
企画提案書2	<ul style="list-style-type: none"> ・放送本数、放送時間帯区分、追加放送、その他については「<u>企画提案書2（別添様式5）</u>」により提案すること。

(2) ラジオCMの企画・制作・放送

項目	内容
①内容	ラジオCMを企画、制作し放送局においてCMを放送する。
②規格	20秒
③種類	2種類（①事前編、②投票当日編）
④必ず表現する事項	<p>滋賀県知事選挙</p> <p>7月5日（日）</p> <p>当日投票に行けない方は、期日前投票ができます。</p> <p>滋賀県選挙管理委員会</p> <p>※留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現事項は、意味が変わらない範囲で、表現の仕方の変更可。 ・投票当日編については、期日前投票の情報は不要。
⑤納入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・告示日の翌日（令和8年6月19日（金））から放送できるよう、放送局に直接納入すること。 ・また、告示日の前々日（令和8年6月16日（火））までに滋賀県総務部市町振興課（大津市京町四丁目1-1）にデータ（Windows Media Playerで再生可能なデータ形式）で納入すること。
⑥放送条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・放送局は下記の2社とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①株式会社エフエム滋賀（大津市西の庄19番10号） ②株式会社京都放送滋賀支社（大津市京町四丁目3番33号） ・放送本数は、2社合わせて100本以上を確保すること。 ・委託は放送料込みとする。 ・放送日は、令和8年6月19日（金）から7月5日（日）午後7時30分までとする。（告示日の翌日から投票日まで） ・放送業務に関する事項については、各放送局と打合せの上、実施すること。
⑦提案項目 企画提案書1	・作成不要
企画提案書2	・放送本数、その他については「 <u>企画提案書2（別添様式5）</u> 」により提案すること。

(3) 新聞広告の企画・制作・掲載

項目	内容
①内容	新聞広告を企画、制作し全国紙で広告を掲載する。
②規格	全5段モノクロ、半5段モノクロ
③種類	各1種類
④必ず表現する事項	<p>滋賀県知事選挙 滋賀県議会議員補欠選挙（大津市選挙区、彦根市犬上郡選挙区、守山市選挙区）</p> <p>7月5日（日）</p> <p>投票時間 午前7時～午後8時（一部投票所を除く）</p> <p>当日投票に行けない方は、期日前投票・不在者投票により投票を済ませましょう。</p> <p>詳しくは、滋賀県選管 検索</p> <p>滋賀県選挙管理委員会・滋賀県明るい選挙推進協議会</p> <p>※留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現事項は、意味が変わらない範囲で、表現の仕方の変更可。 ・「全5段モノクロ」には、期日前投票・不在者投票の情報は不要。
⑤納入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県が指定する6社（下記⑥参照）に、各掲載日に間に合うように各データ等を納入すること。 ・納入するデータ形式は各納入先の搬入基準によるものとする。 ※各納入先と納品データ等について打合せを行うこと。 ・また、滋賀県総務部市町振興課にも下記により納品すること。 媒体：データ送付（PDF、JPEG形式） 枚数：1枚（2種類を1枚に格納） 見本：出力見本（原寸大）1枚をあわせて納品すること。
⑥掲載先等	<ul style="list-style-type: none"> ・掲載新聞（6社） <ol style="list-style-type: none"> 1. 朝日新聞、2. 毎日新聞、3. 読売新聞、4. 産経新聞、 5. 中日新聞、6. 京都新聞 ・掲載予定日、掲載紙面およびサイズ <ol style="list-style-type: none"> ① 令和8年6月28日（日） 朝刊 滋賀版 半5段 ② 令和8年7月4日（土） 朝刊 滋賀版 全5段
⑦提案項目 企画提案書1	<ul style="list-style-type: none"> ・作成不要
企画提案書2	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書以上に掲載回数を増やす等の追加提案がある場合は、「<u>企画提案書2（別添様式5）</u>」により提案できるものとする。

(4) ポスターの企画・制作・発送・掲載

内 容	ア：選挙啓発ポスターおよびイ：選挙期日周知用ポスターを企画、制作し、指定箇所へ発送するとともに、選挙啓発ポスターについては鉄道駅および鉄道車内で掲載する。
-----	---

【ア：選挙啓発ポスター】

(a) 制作について

項 目	内 容
①規格・紙質	<ul style="list-style-type: none"> ・ B 1 タテ (コート紙 1 1 0 k g ・再生紙) ・ B 2 タテ (コート紙 1 1 0 k g ・再生紙) ・ B 3 ヨコ (コート紙 1 1 0 k g ・再生紙) ・ A 3 タテ (ユボ紙 1 1 0 k g) <p>※いずれも片面 / 4 C</p>
②種類	・各 1 種類
③印刷枚数 (※最低印刷枚数)	<ul style="list-style-type: none"> ・ B 1 : 3 0 0 枚 ・ B 2 : 2, 0 0 0 枚 ・ B 3 : 3, 2 5 0 枚 ・ A 3 : 1 0, 0 0 0 枚 <p>※上記は、選挙啓発ポスターの最低印刷枚数であり「(c) 掲載について」により提案を受ける掲載駅数等と連動し印刷枚数が増える可能性がある。</p>
④必ず表現する事項	<p>滋賀県知事選挙 滋賀県議会議員補欠選挙 (大津市選挙区、彦根市犬上郡選挙区、守山市選挙区)</p> <p>7月5日 (日)</p> <p>投票時間 午前7時～午後8時 (一部投票所を除く)</p> <p>当日投票に行けない方は、期日前投票・不在者投票により投票を済ませましょう。</p> <p>詳しくは、滋賀県選管 検索</p> <p>滋賀県・市町選挙管理委員会 / 滋賀県・市町明るい選挙推進協議会</p> <p>※留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現事項は、意味が変わらない範囲で、表現の仕方の変更可。 ・「滋賀県議会議員補欠選挙 (大津市選挙区、彦根市犬上郡選挙区、守山市選挙区)」の文字サイズは「滋賀県知事選挙」よりも小さくし、「滋賀県知事選挙」の表示に併記すること。
⑤納期限	令和8年6月11日 (木) 予定
⑥提案項目 企画提案書 1	・選挙啓発ポスターの企画のポイント等およびデザイン案については「 企画提案書 1 (様式任意) 」により提案すること。
企画提案書 2	・作成不要

(b) 発送について

項目	内容
発送、納品について	<p>【発送先】</p> <ul style="list-style-type: none">・滋賀県総務部市町振興課、滋賀県内 19 市町の各選挙管理委員会のほか、滋賀県が指定する箇所（金融機関、郵便局、大学、高校等の 400 箇所程度）へ発送すること（郵送可）。 <p>【発送にあたっての留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・ポスターが破損等しないよう十分な梱包をすること。・ポスターの折り曲げはしないこと。・県が別途用意する文書（A 4 : 1 枚）を同封すること。・市町および県立施設以外の発送先について、事前確認を行い、発送許可を取ること。 <p>県が指定する箇所であっても、発送許可を得られなければ発送する必要はない。</p> <p>【納品】</p> <p>上記のほか、各印刷原稿データ（PDF、JPEG 形式）について滋賀県総務部市町振興課に納品すること。</p>

(c) 掲載について

項目	内容
①業務内容	<ul style="list-style-type: none">・「ア：選挙啓発ポスター」については、上記（b）で滋賀県が指定する箇所に発送する以外に、滋賀県内の J R、京阪、近江鉄道で<u>駅貼りポスターおよび車内ポスターを掲載</u>すること。
駅貼りポスター	<p>【掲載種類】</p> <ul style="list-style-type: none">・滋賀県内の J R、京阪、近江鉄道の各駅に駅貼りポスターを掲出する。 <p>【掲載駅・掲載枚数】</p> <ul style="list-style-type: none">・掲載駅数、掲載枚数等については提案すること。 <p>(※「<u>企画提案書 2 (別添様式 5)</u>」により提案)</p> <p>【掲載期間】</p> <ul style="list-style-type: none">・令和 8 年 6 月 18 日（木）から 7 月 5 日（日）まで 18 日間 <p>【掲載するポスター】</p> <ul style="list-style-type: none">・制作した「ア：選挙啓発ポスター」を使用する。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none">・ポスター掲出にあたり、各鉄道会社等と協議を行い掲出すること。
車内ポスター	<p>【掲載種類】</p> <ul style="list-style-type: none">・ J R、京阪、近江鉄道の車内において車内吊りポスターを掲出する。 <p>【掲載車両数等】</p> <ul style="list-style-type: none">・掲載車両数等は各鉄道会社毎に提案すること。 <p>(※「<u>企画提案書 2 (別添様式 5)</u>」により提案)</p> <p>【掲載期間】</p> <ul style="list-style-type: none">・令和 8 年 6 月 18 日（木）から 7 月 5 日（日）の間で各鉄道会社毎に掲載期間を提案すること。(※「<u>企画提案書 2 (別添様式 5)</u>」により提案) <p>【掲載するポスター】</p> <ul style="list-style-type: none">・制作した「ア：選挙啓発ポスター」を使用する。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none">・ポスター掲出にあたり、各鉄道会社等と協議を行い掲出すること。

②提案項目 企画提案書 1	・作成不要
企画提案書 2	・掲載駅数、掲載枚数、掲載車両数、掲載期間等は「 <u>企画提案書 2（別添様式 5）</u> 」により提案すること。

【イ：選挙期日周知用ポスター】

(a) 制作について

項目	内容
①規格・紙質	・ A 3 タテ (ユポ紙 1 1 0 k g) ※片面 / 4 C
②種類	・ 1 種類
③印刷枚数	・ 6, 3 0 0 枚
④必ず表現する事項	滋賀県知事選挙、7月5日(日)、滋賀県選挙管理委員会 ※選挙期日周知用ポスターは、上記の表現を盛り込み過去のデザインと同程度のものを印刷する。
⑤納期限	令和8年6月11日(木) 予定
⑥提案項目 企画提案書 1	・作成不要
企画提案書 2	・作成不要

(b) 発送について

項目	内容
発送、納品について	<p>【発送先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県内 19 市町の各選挙管理委員会へ県が指定する枚数を発送すること。 <p>【発送にあたっての留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポスターが破損等しないよう十分な梱包をすること。 ・ ポスターの折り曲げはしないこと。 ・ 県が別途用意する文書 (A 4 : 1 枚) を同封すること。 <p>【納品】</p> <p>上記のほか、各印刷原稿データ (PDF、JPEG 形式) を滋賀県総務部市町振興課に納品すること。</p>

(5) Web(SNS等)広告の企画・制作・掲載

項目	内容														
①内容	インターネット広告を企画、制作しWeb媒体等で広告を掲載する。														
②掲載媒体・概要	<p>ア：LINE、Instagram、X</p> <ul style="list-style-type: none"> LINE、Instagram、Xにおいて、企画・制作した画像広告を配信し、滋賀県選挙管理委員会ホームページの滋賀県知事選挙サイトへ誘導する。 <p>イ：YouTube Japan</p> <ul style="list-style-type: none"> YouTube Japanにおいて、企画・制作した動画広告を掲出する。 														
③制作広告種類	<p>ア：LINE、Instagram、X</p> <p>画像広告：2種類</p> <p>イ：YouTube Japan</p> <p>動画広告：2種類（①事前編、②投票当日編）</p>														
④掲載期間等	<p>・掲載期間</p> <p>令和8年6月19日（金）～令和8年7月5日（日）</p> <p>※7月5日（日）は午後7時30分までとする。</p> <p>※掲載にあたっては、特定の期間に集中しないよう、調整、管理すること。</p> <p>・掲載タイプ等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>掲載媒体</td> <td>LINE、Instagram、X</td> </tr> <tr> <td>表示回数等</td> <td>下記⑤により提案すること。</td> </tr> <tr> <td>表示条件</td> <td> 広告のフォーマットは「レスポンス」とすること。 広告対象を「滋賀県」、「18～29歳」に設定すること。 ＊媒体により指定できない場合はこの限りではないが、準拠すること </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>掲載媒体</td> <td>YouTube Japan</td> </tr> <tr> <td>掲載タイプ</td> <td>YouTube TrueView インストリーム広告（動画広告）</td> </tr> <tr> <td>表示回数等</td> <td>下記⑤により提案すること。</td> </tr> <tr> <td>表示条件</td> <td> 滋賀県内からアクセスしているユーザーおよび居住しているユーザーに限定し表示するエリアターゲティングとすること。また、広告対象を「18～24歳」、「25～34歳」に設定すること。 ＊指定できない場合はこの限りではないが、準拠すること </td> </tr> </table>	掲載媒体	LINE、Instagram、X	表示回数等	下記⑤により提案すること。	表示条件	広告のフォーマットは「レスポンス」とすること。 広告対象を「滋賀県」、「18～29歳」に設定すること。 ＊媒体により指定できない場合はこの限りではないが、準拠すること	掲載媒体	YouTube Japan	掲載タイプ	YouTube TrueView インストリーム広告（動画広告）	表示回数等	下記⑤により提案すること。	表示条件	滋賀県内からアクセスしているユーザーおよび居住しているユーザーに限定し表示するエリアターゲティングとすること。また、広告対象を「18～24歳」、「25～34歳」に設定すること。 ＊指定できない場合はこの限りではないが、準拠すること
掲載媒体	LINE、Instagram、X														
表示回数等	下記⑤により提案すること。														
表示条件	広告のフォーマットは「レスポンス」とすること。 広告対象を「滋賀県」、「18～29歳」に設定すること。 ＊媒体により指定できない場合はこの限りではないが、準拠すること														
掲載媒体	YouTube Japan														
掲載タイプ	YouTube TrueView インストリーム広告（動画広告）														
表示回数等	下記⑤により提案すること。														
表示条件	滋賀県内からアクセスしているユーザーおよび居住しているユーザーに限定し表示するエリアターゲティングとすること。また、広告対象を「18～24歳」、「25～34歳」に設定すること。 ＊指定できない場合はこの限りではないが、準拠すること														
⑤表示回数等（インプレッション回数等）	<p>・媒体別の表示回数（インプレッション数、表示回数）は「企画提案書2（別添様式5）」により提案すること。</p>														
⑥必ず表現する事項	<p>滋賀県知事選挙</p> <p>滋賀県議会議員補欠選挙（大津市選挙区、彦根市犬上郡選挙区、守山市選挙区）</p> <p>7月5日（日）</p> <p>※留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> 表現事項は、意味が変わらない範囲で、表現の仕方の変更可。 														
⑦納品方法等	<ul style="list-style-type: none"> 広告データは、各掲載媒体の仕様に従い、広告開始日に間に合うよう納品すること。 別途、広告データは滋賀県総務部市町振興課にも納品すること。また、出力見本をあわせて納品すること。 業務終了後、Web 広告のキャプチャ画像、実施imp等の掲載結果が確認 														


	できる書類を提出すること。
⑧提案項目 企画提案書1	・作成不要
企画提案書2	・媒体別の表示回数（インプレッション数、表示回数）は「 <u>企画提案書2（別添様式5）</u> 」により提案すること。

(6) 大看板の企画・制作・掲示

項目	内容
①内容	大看板を企画、制作し指定場所で掲示する。
②掲載場所	滋賀県庁正面玄関横（大津市京町4丁目1-1）
③規格	基数：1基 大きさ：縦約1.9m×横約7.5m程度（表示部分） ※脚の高さ2.1m程度とする。 （表示部を含め4m以内とすること） 設置日：令和8年6月17日（水） 材質：風雨・日光等に十分耐える材質を使用すること。 ※大きさ、材質については滋賀県総務部市町振興課と協議すること。
④掲示期間 撤去日	掲示期間：令和8年6月18日（木）から7月5日（日） 撤去日：令和8年7月6日（月）
⑤必ず表現する事項	滋賀県知事選挙 滋賀県議会議員補欠選挙 7月5日（日）
⑥その他	・設置に関しては、滋賀県総務部市町振興課と協議すること。 ・大津市屋外広告物条例を遵守すること。 ・大看板の掲示内容については、提案のあった統一性のあるデザイン等を活用することとし、滋賀県総務部市町振興課と協議の上、決定すること。
⑦提案項目 企画提案書1	・作成不要
企画提案書2	・作成不要

(7) 集客施設等での広告の企画・制作・掲載

項目	内容
①内容	滋賀県内の集客施設等において効果的な広告を実施する。
②掲載媒体	滋賀県内の集客施設等（大規模店舗、駅前、飲食店、屋外広告など）の広告媒体2種類以上で広告を掲載すること。 例 1. 飲食店での広告（1種類目） □◇飲食店全店舗でステッカー広告の実施 2. 屋外広告（2種類目） ○□屋外モニターにより広告を実施
③種類	各1種類

④掲載期間等	<ul style="list-style-type: none"> 掲載期間 令和8年6月19日（金）～令和8年7月5日（日）午後7時30分まで ※全期間が望ましいが掲載媒体により期間を変更することも可能とする。
⑤必ず表現する事項	<p>滋賀県知事選挙 滋賀県議会議員補欠選挙（大津市選挙区、彦根市犬上郡選挙区、守山市選挙区） 7月5日（日）</p> <p>投票時間 午前7時～午後8時（一部投票所を除く）</p> <p>当日投票に行けない方は、期日前投票・不在者投票により投票を済ませましょう。</p> <p>詳しくは、滋賀県選管 検索 </p> <p>滋賀県・市町選挙管理委員会／滋賀県・市町明るい選挙推進協議会</p> <p>※留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> 表現事項は、意味が変わらない範囲で、表現の仕方の変更可。 「滋賀県議会議員補欠選挙（大津市選挙区、彦根市犬上郡選挙区、守山市選挙区）」の文字サイズは「滋賀県知事選挙」よりも小さくし、「滋賀県知事選挙」の表示に併記すること。
⑥納品方法等	<ul style="list-style-type: none"> 広告データは、各広告掲載先の仕様に従い、広告開始日に間に合うよう納品すること。 別途、広告データは滋賀県総務部市町振興課にも納品すること。また、出力見本を併せて納品すること。 業務終了後、掲載結果が確認できる書類を提出すること。
⑦提案項目 企画提案書1	<ul style="list-style-type: none"> 企画の内容や企画のポイント等を「企画提案書1（任意様式）」により提案すること。
企画提案書2	<ul style="list-style-type: none"> 掲載媒体名、掲載先数、掲載期間、掲載回数、その他については「企画提案書2（別添様式5）」により提案すること。

(8) 啓発物品の企画・制作

内 容	企画提案による啓発物品を制作する。
-----	-------------------

【企画提案による啓発物品】

項 目	内 容
①品目	企画提案による啓発物品 (ティッシュ以外の物品で、品目は企画提案による。)
②種類	・ 1 種類
③制作個数	・ 5, 0 0 0 個
④必ず表現する事項	滋賀県知事選挙 滋賀県議会議員補欠選挙 (大津市選挙区、彦根市犬上郡選挙区、守山市選挙区) 7月5日 (日) 投票時間 午前7時～午後8時 (一部投票所を除く) 当日投票に行けない方は、期日前投票・不在者投票により投票を済ませましょう。 滋賀県選挙管理委員会・滋賀県明るい選挙推進協議会 ※留意点 ・表現事項は、意味が変わらない範囲で、表現の仕方の変更可。 ・「滋賀県議会議員補欠選挙 (大津市選挙区、彦根市犬上郡選挙区、守山市選挙区)」の文字サイズは「滋賀県知事選挙」よりも小さくし、「滋賀県知事選挙」の表示に併記すること。
⑤納期限	令和8年6月15日 (月) 予定
⑥納品方法等	・ 納品先 滋賀県総務部市町振興課 ・ その他 印刷原稿データ (PDF、JPEG 形式) を併せて納品すること。
⑦提案項目 企画提案書1	・ 企画提案による啓発物品については具体的な品目、企画のポイント等、デザイン案を「 <u>企画提案書1 (様式任意)</u> 」により提案すること。
企画提案書2	・ 作成不要
⑧備 考	・ 啓発物品は、選挙管理委員会が実施する街頭啓発時に使用する。 ・ 新型コロナウイルス感染症等の流行状況によっては、一斉街頭啓発を行わない場合もあること。この場合には、当初予定していた啓発物品作成に係る経費の範囲内において、啓発物品の内容および制作個数を見直し、関係施設への配布等に変更する場合もあるので、これに対応すること。

(9) 若年層向けの啓発事業の企画・制作・実施

項 目	内 容
① 目的	<p>・若年層の投票率向上を目的として、主に18歳、19歳および20歳代を中心とした若年層への啓発事業を実施する。・若年層の滋賀県知事選挙等への関心を高め、投票日、投票方法の周知、期日前投票ができることおよび投票参加を呼びかけるもの。</p>
②実施内容	<p>ア：若年層（学生等）と連携した啓発企画の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の大学生や高校生等の若年層が自ら啓発活動に参加することにより、若年層の投票率の向上を目指すため、県内の大学生や高校生等と連携した啓発事業を企画し、開催すること。 ・啓発は若年層に注目される内容であり、さらに、マスコミ等でも取り上げられるような話題性のある企画とする。 ・また、下記イ WEB サイトでも効果的に発信が可能な内容であること。 <p>イ：WEB サイト（SNS 等）等を活用した啓発活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記アのイベント開始前から投票への機運醸成や、啓発企画実施後も一過性で終わらせるのではなく、若年層が SNS 等で取り上げる等の工夫を凝らし、WEB サイト等を活用した啓発活動を実施すること。 <p>ウ：若年層向けの啓発資材やグッズ等の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層をターゲットとする啓発資材やグッズ等を作成し、上記の啓発企画等で活用し、機運醸成につなげること。 <p>※新型コロナウイルス感染症等の流行状況によっては、本啓発企画を非接触型の方法により実施しなければならない場合も想定されるので、これに対応すること。</p>
③開催回数等	<p>ア：若年層（学生等）と連携した啓発企画の実施</p> <p>回 数：最低1回以上</p> <p>開催場所：県内で若年層が多く集まる場所等</p>
④必ず周知する内容	<p>滋賀県知事選挙 滋賀県議会議員補欠選挙（大津市選挙区、彦根市犬上郡選挙区、守山市選挙区）</p> <p>7月5日（日）</p> <p>投票時間 午前7時～午後8時（一部投票所を除く） 当日投票に行けない方は、期日前投票・不在者投票により投票を済ませましょう。</p> <p>滋賀県選挙管理委員会・滋賀県明るい選挙推進協議会</p>
⑤実施期間	<p>ア：若年層（学生等）と連携した啓発企画の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年6月27日（土）予定 <p>イ：WEB サイト（SNS 等）等を活用した啓発活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年6月19日（金）から7月5日（日）午後7時30分までの間

⑥提案項目 企画提案書1	・若年層向けの啓発事業の具体的な内容や企画のポイント、実施日、期待できる効果の具体的な内容等については、「 <u>企画提案書1（様式任意）</u> 」により提案すること。
企画提案書2	・作成不要
⑦備考	・実施内容、実施日、連携する学生等については滋賀県総務部市町振興課と協議すること。

(10) その他の啓発の企画提案および実施（任意）

項 目	内 容
①内容	・任意ではあるが、上記（1）から（9）までに掲げる各啓発のほか、有権者に対する滋賀県知事選挙等の啓発をより複合的・効果的に実施するための企画および実施について提案を求める。
②実施期間	・令和8年6月18日（木）から令和8年7月5日（日）までの間で、受託者による提案を基に、受託者と滋賀県との協議により最終的に決定する。
③留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・この提案は任意であること。 ・この提案の実施に要する経費も含めて予定価格の範囲内とすること。 ・この提案の実施に要する関係者との調整・契約は受託者の業務とする。
④提案項目 企画提案書1	・その他の啓発について提案があれば、その概要、企画の狙い、ポイント、期待できる効果等を「 <u>企画提案書1（様式任意）</u> 」により提案すること。
企画提案書2	・作成不要